

# 中野区教育委員会会議録

令和3年第1回定例会

令和3年1月8日

中野区教育委員会

令和3年第1回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年1月8日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時28分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

保育園・幼稚園課長 渡邊 健治

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第1号議案 令和2年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）の結果について

2 協議事項

- (1) 審査請求について（子ども・教育政策課）  
(2) 今後の区立幼稚園のあり方について（保育園・幼稚園課）

報告事項

(1) 事務局報告

- ①令和2年度いじめの対応状況について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 1 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は小林委員にお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

ここでお諮りいたします。

本日の協議事項の 1 番目「審査請求について」と協議事項の 2 番目「今後の区立幼稚園のあり方について」は、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議事日程の最後に協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

最初に議決事件に入ります。

議決事件の 1 番目、第 1 号議案「令和 2 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）の結果について」を上程いたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 1 号議案「令和 2 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）の結果について」補足説明をさせていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果について決定をしていただくものでございます。

報告書の内容につきましては、前回、12月18日の定例会におきまして、ご協議をいただきましたものでございます。

なお、今後の予定でございますが、議決していただきました後に、報告書を議会に提出するとともに、区のホームページなどで区民に広く公表してまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

入野教育長

ただいまの上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

今、説明がありましたように、前回、内容についてはいろいろ議論があったところだと思います。この報告書は、区民の方とも共有しながら次年度の教育行政に生かしていきたいと強く感じているところです。

以上です。

渡邊委員

今回、本当に3名の外部評価委員の先生方に非常に丁寧に見ていただきまして、感謝を申し上げるとともに、今回の総評のところでも新型コロナウイルス感染拡大下でも、各教員が苦勞しながらもしっかりと工夫して取り組まれているという形で評価いただきまして、また、授業内容についてもICTを使った授業も高い意識を持って取り組まれているということで、ここは高く評価していただきました。

こういった点を我々も、まだまだ続くこの状況下ですから、しっかりとこれを受けとめて、ますますよい教育ができるように頑張っていきたいなと改めて感じたところでした。

感想です。以上です。

伊藤委員

本当によいものができたと思っております。特に、また新型コロナウイルスのことが続くことが予想されますので、そうした中でどういう教育活動をより充実させ、どういう工夫が必要なのか考えなければいけない局面が今後も続くことが予想されます。

その中で、そういったことを考える一つの材料として、この報告書は生きてくるのかと思っております。報告書の中で特に課題となる部分は何らか工夫をして、新型コロナウイルスの中でも取り組んでいけるようにみんなで考えていくことが必要かなと思いますので、ぜひ、これは例年大事だと思うのですけれども、より一層、今年は意味のあるものだと思いますので、大事に区民の方と共有できたらよいなと思いました。

以上、感想です。

小林委員

各委員からのご発言と重なる部分がございますけれども、今回、この点検、評価の項目に、新たに「新型コロナウイルス感染症に係る取組について」というものを入れていただきました。この報告書の中にも、その取組の一覧があるわけですが、まだこの対応は終わっていませんし、これからさらに充実させていかなければいけないわけですが、改めてこういう形で整理することによって、これまでの取組を見直すとか、今後また形を変えて来る危機に対してもいろいろなことで生かせるのかなと思います。

確かにこういったことを全体で進めるのは事務量も増えて大変ですが、今後、どういうふうに充実した取組にしていくかということについては、やはり重要な営みかと思っておりますので、今後もこの成果を生かしていくべきだなと思っておりました。

以上です。

入野教育長

他にご質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第1号議案を原案のとおり決定することにご意義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

まず教育長及び委員活動報告を行います。

特に事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたら、お願いいたします。

なければ、私のほうから1点お話をいたします。

12月23日の午後7時半から近隣住民と保護者中心に、「旧中野刑務所正門の取扱い方針(案)および平和の森小学校の整備スケジュールに関する説明会」を区民部の区民文化

国際課と子ども教育施設課が行いまして、区長とともに出席いたしました。

近隣の方だけでなく、区内から、また、近隣の保育所等にも開催をお知らせいたしましたので、24名の方にご出席いただきました。保護者の方はお1人でございました。冒頭に旧中野刑務所正門の取扱い方針案に伴いまして、教育委員会が想定している令和9年度中の新校舎建設完成予定についても併せてご説明すると同時に、私のほうからは新校舎建設の遅れについて、その間に児童数の増加等もございませし、教育環境が変化もしたということもありますし、もう既に卒業された卒業生と保護者の方々もご期待があったにもかかわらずということもありましたので、皆様にお詫びを申し上げます。

引き続き、新校舎完成までの間も良好な教育環境、子どもたちの安心・安全の確保と充実に取り組んでいくということをお話をいたしまして、ご理解、ご協力をお願いいたしました。

案の説明会はこれを含めまして3回行われましたので、その内容は後日ご報告申し上げる形になるかと思えます。

ご報告を終わります。

その他、発言がございませでしたら、委員活動報告を終了いたします。よろしいでしょうか。

<事務局報告>

入野教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和2年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、令和2年度いじめの対応状況についてのご報告をいたします。これは年度の中間報告としての位置づけでございます。

1の定義と2の把握につきましては、年度当初お示したとおりでございます。資料をご覧ください。

いじめの把握対象期間は、昨年度までは4月1日から都のふれあい月間調査の対象となる6月30日まででございましたが、今回は新型コロナウイルスの感染拡大により、4月から5月が臨時休業、6月も前半は分散登校が続いたことから対象期間を1カ月延ばし、令和2年の4月1日から7月31日までとさせていただきます。

3は、いじめの発生状況でございます。

いじめの認知件数は小学校では325件、これは、昨年同時期は581件でございました。それから、中学校は19件、これは、昨年同時期は67件でございました。

やはり臨時休業の影響もあり、昨年度より大きく減少しております。そのうち3カ月以上の再発がないことなどを確認した解消が、小学校で205件、中学校で15件、いじめの行為の終結が確認できる解決が小学校で312件、中学校で17件となり、逆に対応を継続中のものが小学校で13件、中学校で2件となっております。

こちらの対応継続中のものにつきましては、いつも同じようなことを申し上げてはおりますが、深刻ないじめが続いているというわけではないのですが、その後も不安感が続いたり、突発的なトラブルで嫌な思いをしたことについて不安感を抱えている児童・生徒、またはその保護者の心に寄り添い、丁寧に継続して見守っていく必要があると学校が判断しているものでございます。

4は、いじめの態様でございます。カテゴリーは、文部科学省の調査に合わせたものでございます。

小中学校ともいつものとおり悪口が一番多く、続いて軽い暴力、無視、仲間はずれが続きます。最近、心配されているSNSの誹謗中傷は、小学校で5件、中学校で2件、昨年同時期は小学校で6件、中学校で8件でございましたので、これも少し減少している状況でございます。

5は調査結果の分析でございます。認知件数を経年比較しますと、ここしばらく増加傾向でございましたが、先ほど申し上げましたとおりに、今年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業等の実施等により、減少しているという結果が出ております。

また、いじめの多くは小学校4年生以下で認知されたものでございます。かつてはささいなトラブルとして片づけられてきたものでありましても、学校に苦痛を感じている児童・生徒本位に認知する姿勢が定着したこと。それから、SOSの出し方に関する指導により、児童・生徒が相談しやすくなったことが挙げられると考えております。

6は今後の取組でございます。これは、年度初めにお示ししたとおりに、四つの柱から成る取組を踏襲しておりますが、(3)の④として、新型コロナウイルス感染者等に対する差別や偏見の防止を追加させていただいております。

概要をお話ししますと、まず(1)中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行、新基本方針による学校の組織的取組の強化と、中野区いじめ等対策会議やいじめ等対策支援委員



会による関係機関との連携や、専門的見知からの意見聴取を通して、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るものでございます。

また、ここには書いてございませんが、いじめ防止基本方針と共通する理念等を広く区内外に明らかにするいじめ等対策推進条例の制定準備も進めているところでございます。

(2)児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる取組でございます。これは資料に書いてございますとおり①から③でございます。

そして、(3)児童・生徒の円滑な人間づくりの支援。①から④でございますが、①から③は従来どおり、そこに書いてあるとおりでございますけれども、④に新型コロナウイルス感染者等に対する差別や偏見の防止を入れさせていただいております。このことは区の人権教育推進委員会、これは教員の組織で、研究授業を実施いたしました。そこで研究授業を行ったことも非常に大きな啓発につながりました。

また、都が作成した漫画教材の活用を呼びかけるなどして、さらにこの取組を進めるよう働きかけているところでございます。

実際に感染者が出た学校では、校長自らが啓発の授業や呼びかけを行うなどして、どの学校からもそのようないじめは起こっていないし、さらにそういう子に対しては非常に温かい気持ちで迎えられているというご報告を受けているところでございます。

(4)教職員、保護者への啓発の促進につきましては、従来どおり①から③でございます。いつも申し上げているとおり、特に②の教職員の人権感覚の向上につきましては、不用意な発言等がないよう、特にこの新型コロナウイルスの感染が深刻化している中で、非常に丁寧に教員自身が襟を正して言動に気を付けるようにということと呼び掛けているところでございます。

こうした取組を全方位的に行っていくことにより、今後もしじめの未然防止、早期発見、早期対応等を図るとともに、先ほども申し上げましたとおり、教員自身の人権感覚も研ぎ澄まされていくよう、教育委員会として指導を継続してまいります。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。大幅に件数が減っている理由が、前年比で登校日数が60%程度だったためということですが、この調査は、一斉休業中の4月、5月に、

例えば学校はなかったけれども、家の周りなどでの友達との事例などは入っていないというか、把握できていないということなのではないでしょうか。

指導室長

この把握で一番大きな役割を果たすのは、学校が6月、7月に行ういじめ調査においてなのですけれども、その対応期間は当然4月からでございますので、今現在ということではございません。そこで、例えば5月にそういうことがあったということになれば、先生にもし言っていないとすれば、そこで初めて出てきますし、学校が、4月、5月は子どもが接することが少なかったのもそういうことは少なかったのですけれども、当然、そういう訴えがあれば調査とは別に拾っています。主に、その臨時休業が終わってから行ったアンケート調査や教員の観察によって把握したものが出ているところでございますが、その対象期間は4月からずっとということでございます。

伊藤委員

今年は新型コロナウイルスの影響で始まりが遅かったので、教育委員としての活動ではありませんが、様々な形で学校と関わっておりますと、やはり子どもたちなりに会えることを大事にしている、いつもよりも気を遣ってというか、学校生活を大事にしてくれているのではないかと思う部分もあれば、遅く始まったのでまだ4月のような感じが随分後まで残っているということですか、逆に少したつといろいろなストレスが出てきてしまうとか、本当に例年と違うことがたくさんあると思うので、ご対応くださっていると思うのですが、これは7月までの範囲のことですので、その後どういう展開をしていくのかということ、また例年と期間は同じでも、意味合いとして、その時期の持つ意味合いが違ってくるかなと思いますので、即時的にというか、見守りを随時していただいて、多様な学校のニーズに答えていただけると子どもたちも守られるかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

小林委員

報告ありがとうございました。今回はこういった新型コロナウイルス感染症の状況もあって、認知件数とか、それなりに例年と違う動きをしているわけです。私は今この中で二つ感じたことがありますので、ぜひお話をさせていただきたいと思います。

一つは、平成27～28年ぐらいでしょうか。文部科学省が、このいじめの認知に関しては、特にふざけやからかいなど、そういった軽微なものも積極的に認知するよという方針を明らかにして、認知件数が相当増えて、文部科学省の問題行動・不登校調査でも年間61

万件を超えているという状況があります。

本区の中身を見ても、小学校の悪口とか無視とか、軽い暴力といったものが特に小学校の低学年の2年生、3年生あたりに数としては多く出ているのかなと思います。これに対して、特に6の(3)の②の、就学前教育プログラム改訂版とか、私はぜひ、いわゆる本区がずっと伝統的に実践してきた保幼小、そういう中でもこうしたものをテーマにして、こういったいじめに、まだいじめと呼べるかどうかはともかくとしても、その前段階としてのふざけやからかい、こういうものに対してどういうふうにしつかりと正面から指導していくか。私はそういった指導の積み重ねが非常に大事ではないかと思うのです。ですから、そこら辺の指導が緩いと、中学校段階で様々な根深い問題も起きるのではないかということも考えられます。

ぜひ、小学校の低学年におけるそうした指導のあり方というのを、実効性のある指導のあり方に、何か結びつけられないかなというものが1点であります。

それからもう1点は、今回のこういった感染症のことでの偏見差別のことがこうやって取り上げられていることは当然だと思います。こうした背景にはいじめもそうですけれども、人権教育との関わりが非常に強いということで、今、報告の中でも人権教育の推進委員の方々が中心となって授業研究をすとか、そういった報告もありましたが、私は一方で、6の(4)の②のこうした人権感覚の向上、これは、私は何度もいろいろな場面で申し上げていますが、人権感覚というのは一度身につけても、やはり維持できない。これは、私も含めて人間誰でもそうですけれども、人権感覚というのはその瞬間身につけても摩耗してしまうものでございますので、ぜひ、例えば、教職員に対しての人権の研修は、場合によっては毎年悉皆で、一度はしっかりとした形で行っていく。いわゆる人権教育の基本的な部分をしっかりとやっていく必要があるのではないかなと思うのです。

もちろん、先生方も皆さん一生懸命やっというので、その取組に対してどうこうというわけではありません。一方で、大変忙しい中でこうした人権のあり方というのをしっかりと考える機会を持たないと、やはり人権感覚というのは維持できない。そういう隙間からいじめの問題が解消・解決に至らずに増長してしまうなんていうこともあろうかと思っておりますので、ぜひ、人権教育の研修のあり方、それから、小学校低学年における指導のあり方、この辺は、今回だけではなくて今後も、4月以降もしっかりとそういったことが実行できるようにお願いできればなと思っています。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

その他、事務局から口頭での報告はございますでしょうか。

子ども・教育政策課長

私から、新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部、教育委員会事務局における対応につきまして、口頭にてご報告をさせていただきます。

昨日、一都三県を対象としまして新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところでございます。これを受けまして、子ども教育部教育委員会事務局における対応についてでございますけれども、宣言の趣旨にございますように、基本的な感染症対策を一層徹底していく、これを行った上で保育、教育等の活動については継続して行っていくというものでございます。

子ども教育部におけます施設といたしましては、児童館、ふれあいの家、キッズ・プラザ、子育てひろば、学童クラブ、障害児通所支援施設、保育園、子育て支援サービス等がございます。これらにつきましては、基本的に通常の運営を行うということでございます。

また、教育委員会事務局におきましては、区立小中学校、区立幼稚園、区立図書館、教育センター、軽井沢少年自然の家などがございますが、こちらにつきましても、感染症対策を一層徹底しながら、学びを止めないために教育活動を継続していくということでございます。

ただし、この中で区立図書館の中央図書館の開館時間につきまして、現在午後9時まで開館してございますが、これにつきまして、午後8時以降の外出の自粛ということを受けまして、この中央図書館につきましては、他の地域館と同様に、午後8時で閉館をするという運用をさせていただきたいと考えてございます。

また今後、国や都の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

感染症対策に気をつけて基本的には通常どおり行うということですが、昨日、ホームページに、クラブ活動は小中学校では行わないということが出ていましたけれども、ほかに何かそういった、今までどおりに開館するけれども、運用面での制限という部分がほかに何かあれば教えていただきたいのですけれども。

指導室長

これは以前から続けていることですが、授業の内容につきましては、やはり感染が心配されるような内容は控えるということですが、

具体的に申し上げますと、例えば、音楽での合唱合奏、それから家庭科での調理実習、あとは体育ですとなるべく接触が少ないものとか、そういう配慮をしておりますし、また、昨日のホームページにも書かせていただきましたが、集会等も1学年以上が集まるような行事、集会は避けるようにと、そのような配慮をさせていただいております。

子ども・教育政策課長

図書館におきましては、閲覧席につきましては座席を間引いて間隔を空けるといったような対応をしておりますので、当面はそのような対応をしていくという考えでございます。

渡邊委員

ご報告、ありがとうございます。緊急事態宣言が出まして、私たちにとっても緊急事態宣言がどういうものかというのがよくわからないような。そんなことを言っただけは申し訳ないのですけれども。学校は休まないとか、そういう状況があったり、どう捉えていいのかわからないところもあります。

ただ、私たち教育委員会としては、国から示された緊急事態宣言ということであれば国民の危機ということですから、それをみんなで何とか守ろうと考えるという、そういう根本的なところを押さえる必要があります。一方で、学校は続けるということであれば、やはり一番大切な学びの継続ということをいかに守るかということもあります。

ですから、各学校においても、今、緊急事態宣言が出ましたと。やはりみんなそれぞれ感染を予防しようということを改めてしっかり指導して、それで、ある程度目に見える形での対策もとっていかねばいけないのかなと感じております。

そういう意味では、それぞれの学校である程度もう一度、感染対策の見直しというのを、再チェックをしていただくということは、まずしていただく。そういったことがあると思います。

それともう一つ、感染者が増えている時点で、学校においても感染者が増えるというこ

とになります。ですから、この感染が増えてきた状況下の中で学校の取組というのを、やはり起こってから考えても間に合わないと考えるべきであって、ある程度想定をして、対応策というものを、区立学校ですから、学校ごとに対応が変わってはいけないので、そういったものをある程度教育委員会事務局として、指導室として明確に示せるようにしていただきたい。しっかりとしたルールというものをある程度築き上げていかないと対応が遅れることになりますので、それは、感染が拡大することによって、教育を止めることになりますので、そのあたりをしっかりと対応していかざるを得ないなど。

お忙しい中大変だと思うのですがけれども、各関係各所の先生方はよろしく願います。

以上です。

伊藤委員

やはり子どもにとっての毎日の学校生活はとても貴重なものだと思いますので、なるべく学びを止めず、また、学校生活全体を止めずにいけるといいなと思いますので、そのことに向けて、子どもたちも先生もできることをしようという、そういう注意喚起をもう一度お願いできるといいかなと思っています。

とはいえ、やむを得ずクラスが、考えたくないですけれども、少しお休みをせざるを得ないとか、そういったことも出てくる可能性が高まっているということではあると思いますので、そういった場合にどういうふうに学びを止めないでオンラインで続けるのかとか。今、大学は対面の場合はこういうふうに授業をし、オンラインに切り替わった場合はこうするという2通りの計画を立てることを求められているのですけれども、そこまでは大変だとは思いますが、ぜひ、切り替わったときにどうするかイメージも持ちながら、あるいは、感染させないために変えるとしたらどういうふうに変えたらいいかということも考えながら、先生方に工夫をしていただけるといいかなと思いますので、よろしく願います。

小林委員

お聞きしたいのですが、感染症対策をしっかりと継続して、授業を平常の形でできる限り行うということで、これはいいと思います。

部活動に関して、特に中学校です。行わないということなのですが、この辺の状況は、例えば校長会はどんな見解を持っているのか、もしわかっていれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

このことについては、事前に中学校長会と十分連絡をとった上で決定しております。校長会としてはやむを得ないだろうということです。

二つの意味がございまして、一つは、その部内での感染防止という意味と、やはり教職員がなるべく夜間早く帰宅できるようにするためにはという、その二つの意味がございまして、ちょうどそのお話をしたときに、都内の感染者数が1,000人を超えるような状況で、夜間外出がという話があったところです。その部活の時間にいろいろな仕事ができれば、教員自身も8時ぐらいまでには帰れるように努力ができるということで、納得していただいたところでございます。

小林委員

緊急事態宣言のさなかでありますので、無理に部活をやるということには至らないと思います。今、そういった校長会の見解なんかも、もう当然だと思いますし、尊重していくべきだと思います。

また、従来と同じような部活動をやるということ、それはやはり無理があると思うのです。それぞれ、例えばスポーツ関係だと競技特性とか、文化部でも合唱だとか吹奏楽とか、いろいろと同じようにはできないけれども、工夫をして、例えば時間を短くしてトレーニングをすとか、いろいろな形は、また緊急事態宣言が終わった後などは、少し徐々に考えていってもいいのかなと、個人的には思っています。だからといって今すぐやりましょうという話ではないと思いますけれども、ぜひ、子どもたちの立場というか、思いに立ったときにどうなのかということをもう一度考えていく必要があるかなと今、感じました。

以上です。

伊藤委員

私も小林委員と同じことを申し上げたかったですけれども、部活動、本当に短時間だけ、週に1回だけリスクの非常に少ない活動だけ行うとか、何か工夫をしてできる可能性もだんだんに模索をしていただけるといいかなと思っています。

と申しますのは、学校生活にとっては、部活というのがとても大事なものであるという子どもがとても多いと思うので、形を変えて工夫をして、安全な形でやるのが、お互いの協力と工夫でできるのだという経験もすごく大きな学びになると思うので、今すぐでなくてもいいので、そういう方向性も考えていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

十分、子どもたちの生活をしっかり守って続けてまいりたいと思っております。またご報告することがあるかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは本報告は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

協議事項の1番目「審査請求について」は、裁決の過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開と決定いたします。

引き続き、お諮りをいたします。

協議事項の2番目「今後の区立幼稚園のあり方について」は、意思決定の過程にある案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開と決定いたします。

それでは、傍聴の方々が退出される前に、事務局から次回の開催について、報告を願います。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、1月22日(金)10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

よろしくお願いいたします。

ここで傍聴者の方々につきましては、順次ご退室をお願いいたします。ありがとうございました。



(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(令和3年第2回定例会及び第5回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

入野教育長

会議を休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時51分再開

入野教育長

それでは再開いたします。

<協議事項>

続いて、協議事項に入ります。

協議事項1番目「審査請求について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは、審査請求につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず1番、審査請求の概要でございます。

令和2年2月28日及び3月5日に文化・国際交流課文化財係担当者から審査請求人あてにメールを送付いたしました。そのメールの内容は、文化財保護審議会の傍聴希望に対しまして、非公開のため傍聴することはできませんという回答をさせていただいたものでございます。

これを受けた審査請求人から「送られたメール及びその内容は、区民の権利を制限する行政処分に当たる」として、これを不服として、令和2年3月12日付で中野区長あて審査請求が提出されたものでございます。

審査請求人は中野区民の方でございます。

審査請求内容といたしましては、「中野区文化財保護審議会を公開（傍聴可）とする」ことの裁決を求めるというものでございます。

理由といたしましては、審議会を非公開とする法的根拠の開示を求めたところ、「非存在」であり、非公開の法的根拠は存在しない。メールにある非公開理由として「公正かつ適切な意思形成が行われることを確保するため」としているが、他自治体では公開してお

り、非公開の理由は正当性を欠く。

中野区文化財保護条例第3条2項に「文化財の保護に関する情報の提供に努めなければならない」とあり、この条文に反しているというものでございます。

ここで不服申立制度（審査請求）について、別紙をご用意してございますので、こちらのほうで、まずこの制度の概要につきましてご説明をさせていただきます。

1番、不服申立てについてということですが。

行政上の公権力の行使又は不行使に不服のある者が行政庁にその再審査等を求める行為を「不服申立て」といって、この制度の手続は行政不服審査法で定められてございます。

不服申立ての対象は原則として全ての行政庁の処分及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となります。処分とは行政処分のほか、人の収容や物の留置など公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれるというものでございます。

次に、用語の意味といたしまして、行政処分ですけれども、これは国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが、法律上認められているものをいうということです。

審理手続、裁決につきましては、その下の図で表してございます。裁決までの流れ（教育委員会の場合）といたしまして、本日はこの枠の右から2番目の審理手続ということでございます。教育委員会におきましては協議事項ということで、本日ご協議いただきます。

そして次回以降に裁決ということで手続を予定させていただいているところでございます。

もとの資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

5番目、総務課（区長部局）から教育委員会へ審査請求書が送付された経過、また6番、総務課から教育委員会への審査請求書の引継ぎ日等につきましては、記載のとおりでございます。教育委員会としてこの審査請求の審議、裁決を行うということでございます。

次、7番、審査請求に対する弁明でございます。第1「本件審査請求を却下する」との裁決を求めるといふもの。その理由といたしましては、本件メールは、会議の傍聴の可否にかかる問合せに回答したものに過ぎない。仮にメールでのやりとりがなく、来庁して傍聴を希望しても、申出を断ることになるので、本件メールが審査請求人の権利義務を形成し又はその範囲を確定するとはいえない。よって、本件メールは審査請求の対象となる行政庁の処分にあたらぬとするものでございます。

そして、第2としまして「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めるものでございます。これは二つ目の理由でございます。

中野区文化財保護条例及び同施行規則に、会議の公開に関する規定はないので、会議を公開とするか非公開とするかは、教育委員会の裁量に属するのでその判断に違法又は不当な点はないというものでございます。

そして、この弁明に対する反論については、提出はいただいております。

9番として、現在までの事務処理経過、一覧表のとおり記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。今の説明の中で不服申立ての対象は、原則として全ての行政庁の処分ということですが、今回の審査請求では区の職員が送付したメールがその対象ということによろしいのでしょうか。

子ども・教育政策課長

本件におきましては、文化財保護審議会について「傍聴できますか」との問合せに対しまして、「非公開のため傍聴はできません」と回答したメールが対象となっております。

田中委員

ここでいう、行政庁が行う処分というのは、どういったものを指すのか、もう一度説明していただければと思います。

子ども・教育政策課長

行政庁が行う処分でございますが、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接に国民の権利義務を形成したはその範囲を確定することが法律上認められているものを行政処分と申します。他に人の収容や物の留置など公権力の行使に当たる行政庁の行為も含み、それらを合わせて処分といいます。

渡邊委員

区の職員が作成したメールが行政処分に該当するののかということについて、審査請求者と区との間で見解の相違が見られているようですけれども、その点について再度確認をしたいのですが。

子ども・教育政策課長

審査請求人は2通のメールの送付は、中野区自治基本条例第3条、「区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。」2、「区民は、区の保有する情報を知る権利を有する」における、区民の権利を制限する行為であり、行政処分に当たるとしてございます。

これに対しまして教育委員会事務局といたしましては、本件メールの送付は行政処分には該当しないという考えでございます。

本件メールは、審査請求人から傍聴の可否について問合せがあった際、当該審議会がこれまで非公開で開催されてきているという事実を踏まえ、担当職員から傍聴はできないことを回答したものに過ぎず、本件審議会を非公開とし、傍聴を認めないことを本件メールによって決定したものではない。本件メールが審査請求人の権利義務を形成したその範囲を確定している事実はないことから、本件メールは審査請求の対象となり得る行政庁の処分に該当するとは言えないという考えでございます。

伊藤委員

今、ご説明いただいた内容は、審査請求に対する弁明という項にも書かれていたのですが、これに対して審査請求人からの何かの意思表示というようなものはございましたでしょうか。

子ども・教育政策課長

区から審査請求人に対しまして弁明書を送付するとともに、反論書の提出について二度にわたって依頼をしたところでございますが、提出はされなかったということでございます。また、この弁明書に対しまして審査請求及び執行停止申立てがございましたが、明らかに不適法な行為ということであるため、法に基づき教育委員会事務局で却下採決を行わせていただいております。

小林委員

この双方の主張を客観的に検討しますと、このメールの送付は処分には該当しないと判断するのが妥当ではないかと考えます。その場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

子ども・教育政策課長

行政不服審査法第45条第1項の規定に基づきまして、不適法な審査請求として却下の裁決をしていただくこととなります。

入野教育長

他に何かございますでしょうか。

なければ協議の結果としては、本件メールを送付したことは行政庁の処分に当たらず、これに対する審査請求は不適法な審査請求として却下の裁決になろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、裁決の方向性が確認されましたので、事務局は今回の協議結果を踏まえて、議決の準備を進めてください。

それでは、本協議を終了します。

次に、協議事項2番目「今後の区立幼稚園のあり方」を協議いたします。

前回の12月18日から継続協議となります。前回は区立幼稚園として継続するか、あるいは認定こども園にしていくか、また、その場合に公立か民営かということに関して議論がございました。

委員より比較資料の追加要請がありましたので、その点も併せて事務局から説明をお願いいたします。

保育園・幼稚園課長

それでは、追加資料につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、追加させていただきました資料につきましては、幼稚園と認定こども園の制度の比較、それから、認定こども園の4類型の比較、それから、現在の10か年計画での記載内容、それから、他区の状況ということで、資料のほうを提出させていただきました。

まず最初に、幼稚園と認定こども園の制度比較になりますけれども、こちらに記載していますとおり、まず所管につきまして、幼稚園につきましては文部科学省、認定こども園につきましては内閣府、性格につきましては、幼稚園は就学前の教育、認定こども園につきましては、教育及び児童福祉施設としての保育などが記載されています。

目的につきましては、幼稚園が幼児の心身の発達を助長する、認定こども園につきましては、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供する。それから、入園・入所につきましては、幼稚園につきましては、満3歳から就学前の幼児ということになりますけれども、認定こども園につきましては、0歳から就学前の乳幼児ということが付け加えられます。

それから、保育時間につきましては、幼稚園につきましては1日4時間を標準とする

ということになりますけれども、認定こども園につきましては、保育を必要とする子どもに該当する教育及び保育の時間は1日8時間を原則としますが、開園時間は保育園と同様11時間と定められてございます。

それから、保育者の資格でございますけれども、幼稚園につきましては幼稚園教諭、認定こども園につきましては、幼保連携型ですけれども、保育資格と幼稚園教員免許の併有ということで、両方の資格が必要となっております。

それから職員の配置につきましては、1学級の幼児数はどちらも35人以下ということになります。

それから保育内容でございますけれども、幼稚園は幼稚園教育要領が文部科学大臣によって公示されておりますので、その要領に基づくということになります。認定こども園につきましては、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保と小学校における教育との円滑な接続に配慮をするということが定められております。

保育料につきましては、幼稚園につきましては、令和元年10月から無償化が始まりましたので、月額2万5,700円までは給付をしております。認定こども園につきましては、令和元年10月から無償化となっておりますので、3歳以上及び非課税世帯の0歳から2歳児につきましては、保育料は0円となっております、それが大きな比較ということになります。

それから、認定こども園につきましては、4類型がございます。特にこのところでは幼保連携型と幼稚園型ということで、ご説明をいたします。

まず、法的な性格としましては、幼保連携型は学校かつ児童福祉施設、幼稚園型は学校ということになります。設置主体でございますけれども、幼保連携型は国、自治体、学校法人に社会福祉法人が加えられております。職員の要件でございますけれども、幼保連携型につきましては、幼稚園教諭プラス保育士の資格ということになりますけれども、幼稚園型につきましては両方が望ましいのですけれども、いずれかでも可ということになります。ただし、満3歳未満につきましては、保育士資格が必要ということになっております。

それから、開園日・開園時間になりますけれども、幼保連携型につきましては11時間ということになりますけれども、幼稚園型につきましては地域の実情に応じて設定することになります、幼保連携型につきましては、保育園の性格が非常に強いということが示されているところでございます。

4ページになりますけれども、参考といたしまして、現在の「新しい中野をつくる10

か年計画（第3次）」、こちらの記載内容を掲載させていただきました。

まず、上のところの「10年後の中野の姿とめざす方向」ということで記載されている部分でございますけれども、「区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます。」としております。

後段のところになりますけれども、こちらのところから、「認定こども園の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業（幼稚園型）を進めることで、様々なライフスタイルの家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。」というように記載をしております。

実現へのステップとして、第2、第3のところに記載がございますけれども、第2ステップのところ、認定こども園の誘致、第3ステップのところ、区立幼稚園の認定こども園への転換を記載をしております。

それから、その下のところになりますけれども、こちらと同じ10か年計画でございます。「施設整備の方向性」ということで記載がございます。こちらには、「民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園へ転換（近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行）。あわせて新設園を誘致」という記載となっております。

それから、次の5ページになりますけれども、こちらが現在の他区の状況ということになります。細かく記載してございますけれども、認定こども園としましては、現在30園ございます。平成28年4月時点、認定こども園の設置状況を見ますと、17園でございます。ですので、認定こども園は平成28年から令和3年にかけて他の区においても増加しているということになってございます。

この中で幼稚園型につきましては目黒区、世田谷区が設置をしているという状況になってございます。今後の区立幼稚園のあり方について、さらに検討をお願いしたいと考えております。

資料につきましては、以上でございます。

入野教育長

何かこの資料につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員

詳細な資料をありがとうございました。この中で、この区立幼稚園、認定こども園の設

置状況で、見ると、こういうふうの中野は幼稚園2園になるわけですがけれども、実際には今までに3園、認定こども園、民営ですがけれども、現在あるわけですがけれども、幼稚園型が一つと幼保連携型が二つでしたか。それも区のこういった計画の中で、そういう方向で運営してきているわけなので、区立ではないですがけれども、そこの設立からの状況というか、今の状況みたいなものも、何か少しあるといいのかなと感じました。

というのは、前に教育委員の皆さんと、やはたみずのとう幼稚園に視察に伺ったときに、やはりあそこは区立の幼稚園から民営の幼稚園型の認定こども園にということになったわけですがけれども、設立当初は、長時間保育を希望されたお母様方とうまく融合するのにやはり時間がかかったとか。でも、今は非常に、あそこは地域の中では認められた存在になっているので、そういった今までの中野の経緯みたいなものも資料としてあるとよいと思います。

保育園・幼稚園課長

今回、区立園ということでこちらにまとめさせていただきましたので、私立園も含めてということで、またまとめていきたいと思います。

田中委員

もし、可能であると、そういうのがあると、実際に同じ区内でこういったところはよかったり、あるいはこういったところがうまくいかなかったとかということがわかると、また判断の材料になるかなと感じました。

以上です。

渡邊委員

詳細なご説明ありがとうございました。今後の区立幼稚園のあり方について、もう一度整理をさせていただきたいのですがけれども、ここの中に幼稚園なのか認定こども園なのか、区立なのか私立なのか、民営化ということなのかという論議が二つあると思うのですがけれども、今までの話であれば、まず公立である必要があるか、民間である必要があるかということに関して、公立である必要があるというご意見にはあまり反対はないと思います。

認定こども園にするのか、幼稚園のままいくのかということについては、やはりもう少し議論が必要なのだろうというところでもありますけれども、今回の説明で認定こども園を新設している区は、幾つかはありました。新たに区立幼稚園をつくった区はあったのでしょうか。

保育園・幼稚園課長



平成 28 年のときの資料は、今回ここまでしかそろえることができなかつたものですから、探せば比較したいなと思っております。

時間をいただきたいと思います。

渡邊委員

例えば、今後も区立幼稚園を設置している区があったとしたら、その目的は何だということがある程度明記ができると思うのですけれども、新たにつくられたものが認定こども園しかないとなると、中野区はなぜ幼稚園なのかという説明がどうしても必要になってくるのではないかなと思います。

ですから、ほかの区をまねしろという意味では決してないのですけれども、それなりの根拠を示す必要がありますので。これだけだと、認定こども園はどんどん増えていますと。今後は認定こども園へ移行していますという説明にしかならなくなってしまいます。ほかの区もどんどん幼稚園をつくっていますというのであればそれなりに説得力もあるかもしれない。

ですから、このあたりは至急調べていただいて。ないとなれば、では、なぜ中野区はやるかというそこを明確にしないと、話が苦しいかなと感じますので、よろしく願いいたします。

入野教育長

それでは休憩いたします。

午前 11 時 22 分休憩

午前 11 時 27 分再開

入野教育長

それでは、再開いたします。

ほかにご意見はございますでしょうか。

伊藤委員

前回からたくさん資料を用意していただいて、ありがとうございます。特に、認定こども園と幼稚園の違いというところがとても明確になりましたし、あと、他区の状況というのもわかりましたので、議論をする際に安心して議論ができるかなと思いました。ありがとうございます。

入野教育長

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に関する本日の協議を終了したいと思います。さらなる資料要求が何点か出ましたので、さらに資料を用意していただき、事務局は今回の協議結果を踏まえて、引き続き協議を行うための準備をしてほしいと思います。

よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして、教育委員会第1回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 28 分閉会